

TAINS

Tax Accountant Information Network System

SERIES TAINS 解体新書

上場株式等の取得費が争われた事例



中村 琢也 [玉川]

はじめに

令和6年のNISAの拡充により上場株式等の証券口座が急増しました。保管口座は、一般、特定(源泉有・無)、NISAに分かれ、同一銘柄であっても取得や売買などは口座ごと別々に管理されています。また、テンバガーに象徴されるように、10倍、100倍になる銘柄もあります。今回は、保管口座の制度や株式の特徴に関係した譲渡所得計算上の取得費が争われた事例を2つ紹介します。

I. 特定口座と一般口座双方に保管されている同一銘柄の株式のうち、一般口座内株式のみ譲渡した場合の取得費は、特定口座内株式の取得費を含めずに総平均法に準ずる方法により算出した金額となるとした事例

令4.2.24東京地裁 (棄却) (控訴) Z272-13674、
令4.9.1東京高裁 (棄却) (上告受理申立て) Z272-1370

<事案の概要>

納税者は、同一銘柄の上場株式を、特定口座と一般口座の双方で保有していた状況で、一般口座で保有する株式のみ譲渡しました。そして、取得費に算入する金額は、一般口座で保有する株式の取得価額だけでなく、特定口座で保有する株式の取得価額も含めて総平均法に準ずる方法により算出した額であるとして申告したところ、更正処分等を受けました。納税者は、東京地裁の請求棄却に対して控訴しましたが、東京高裁も請求の理由はないと判断しました。

<東京高裁の判断>

1. 特定口座制度の創設の趣旨、経緯等

個人投資家である居住者等の申告事務の負担を軽減することを目的としており、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る区分計算を定めたこと、既に開設された特定口座に新たに受け入れることのできる上場株式等は原則とし

てその特定口座において行われた取引により取得した上場株式等に限定されるものとされ、居住者等が特定口座外で保管している株式を特定口座へ受け入れることができるとする経過措置が廃止されたこと、特定口座内保管上場株式等が一般口座に払い出された場合において一般口座に引き継がれる取得費の計算方法を定め、上記計算方法に従って算出された当該払出しに係る上場株式等の取得費の額を居住者等に通知するものとしている。

2. 各規定の解釈

措置法37条の11の3第1項は、少なくとも文理上は、本件各規定が適用されるのは、特定口座内保管上場株式等の譲渡の場合のみであると解することが可能であるようにも思われるが、原判決が説示するところ、租税法規は、みだりに規定の文言を離れて解釈すべきものではないとしても、租税法規についても、規定の趣旨や目的等を勘案して解釈することが許容されるものとい

うべきである。本件各規定の内容や経過措置の廃止の経緯等に照らせば、措置法及び措置法施行令は、特定口座内保管上場株式等と一般口座において保管されている同一銘柄の上場株式等とを、譲渡、払出しの各処理において区分して取り扱うことを前提としていると解され、一般口座内に保管されている同一銘柄の上場株式等を譲渡した場合についても、それぞれの銘柄が異なるものとして取得費の計算をすることが、特定口座と一般口座に保管された各上場株式等を区分して取り扱うという前提に沿うものといえる。

以上のとおり、特定口座制度が創設された趣旨等、特定口座の受入れと払出しの規制等、取得費の算出方法として総平均法に準ずる方法が採用された趣旨等を総合考慮すると、一般口座内に保管されている上場株式等を譲渡した場合に所得税法48条3項及び所得税法施行令118条1項を適用するに当たり、同一銘柄の特定口座内保管上場株式等については、その銘柄が異なるものとして、その取得価額は、一般口座内に保管されている上場株式等の取得費の計算において考慮されないものと解するのが相当である。

II 特定口座内で譲渡した上場株式等の取得費を概算取得費とすることはできないとした事例

令6.4.22公開裁決 (棄却) J135-2-03

<事案の概要>

源泉徴収選択口座である特定口座内で保有していた上場株式等の一部を譲渡した納税者が、当該譲渡に係る上場株式等の取得費について、実際の取得価額に基づく金額と概算取得費との差額に相当する金額を特定口座年間取引報告書に記載された金額に加算して確定申告したところ、当該差額に相当する金額は取得費に加算すべき金額ではないとして更正処分等を受けたのに対し、原処分の全部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

1. 検討

請求人の申告における本件譲渡株式の譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額について、概算取得費を取得費とすることの可否に関しては、特定口座制度創設の経緯及び当該制度に関する法令等の各規定等を踏まえた検討が必要になる。

(1)特定口座制度の創設の経緯と各規定
特定口座制度は、個人投資家の事務の負担軽減の観点から創設された制度で、特定口座に新たに受け入れることのできる上場株式等は、原則として、その特定口座において行われた取引により取得した上場株式等に限定され、同口座内で譲渡した場合には、譲渡所得の金額は、当該特定口座内保管上場株式等以外の株式等の譲渡による譲渡所得の金額と区分して計算し、特定口座を複数有する場合には、それぞれの特定口座ごとに計算することとされている。特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額の計算に当たっては、2回以上にわたって取得した同一銘柄の株式等の取得費については、所得税法施行令第105条第1項第1号に掲げる総平均法に準ずる方法により計算するとされている。

(2)特定口座制度に係る各規定の解釈

特定口座制度の下においては、特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額の計算上取得費に算入する金額は、その特定口座内における上場株式等の受入れに係る記録を基礎として、金融商品取引業者等において、特定口座内保管上場株式等に関する固有の計算方法により一元的に計算することが予定されているというべきである。

法は、源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額を申告するに当たり、居住者において同所得の金額の計算上取得費に算入する金額の計算をすることを予定していないものと解するのが相当である。

(3)措置法通達等の定めについて

措置法通達37の11の3-14が、概算取得費による取得費を認める旨を定めた措置法通達37の10・37の11共-13を準用していないことは、概算取得費を取得費とすることを認めない趣旨であり、法は、源泉徴収選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡による譲渡所得の金額を申告するに当たり、居住者において取得費に算入する金額の計算をすることを予定していないとの解釈に沿うもので、当審判所においても相当と認める。

2. 請求人の主張について

特定口座から一般口座への上場株式等の移管後に当該上場株式等を譲渡した場合に概算取得費を取得費とすること及び特定口座における株式等の譲渡と一般口座における株式等の譲渡とで負債利子の控除に関する取扱いが異なることは、法令等の適用の結果にすぎない。

おわりに

TAINSで、上記の判決を検索する場合、検索トップ画面 [詳細検索] → [TAINSキーワード] 欄に、「概算取得費」、「金融商品取引業者」などの検索キーワードを入力します。

TAINSの入会については、ホームページ上にあるお問い合わせフォームもしくはメール <info@tains.or.jp> にてお問い合わせください。

記帳業務を自動化! AIで仕訳入力 が楽になる!



MJS公式キャラクター「ミロくちゃん」

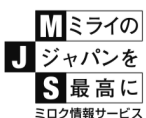
仕訳やチェック時間を効率化

NX-ACELINK Pro 会計事務所向けERP

証券書類 通帳 レシート 領収書 取引データ 銀行 クレジット利用明細

解析・自動仕訳 AI-OCR AI仕訳

仕訳・残高を自動チェック MJS AI監査支援。



MJS 株式会社ミロク情報サービス

東証プライム上場(証券コード:9928) MJSはミロク会計人会とともに企業経営をサポートしています

MJS 仕訳自動化 検索

